

令和5年第6回農業委員会議事録
(公開用)

令和5年6月26日

下妻市農業委員会

令和5年第6回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和5年6月26日（月） 午後1時30分
2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-1
3. 議 案
 - 第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について
 - 第3号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
 - 第4号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について
 - 第5号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について
 - 第6号 現況証明書の交付決定について
 - 第7号 農地改良協議に対する同意について
 - 第8号 農業経営基盤強化促進法の規定による令和5年度農用地利用集積計画の決定について
 - 第9号 農業経営基盤強化促進法の規定による令和5年度農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業)
 - 第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和5年度農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
 - 第11号 令和4年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について
 - 第12号 令和5年度全国農業新聞普及推進実施計画について
4. 報 告
 - 第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次の通り

2番 柴崎 尚	3番 白井 安男	4番 杉田 恒夫
5番 飯村 昇	6番 篠崎 宏之	7番 中島喜美夫
8番 小島 博幸	9番 栗島 喜好	10番 齋藤 孝夫
11番 栗原 三郎	12番 飯岡 勝美	13番 塚田 好克
14番 程塚 裕行	15番 野村 操	16番 稲川 広美
17番 木村 一巳	18番 森 槇雄	19番 中山 基

欠席委員次の通り

1番 京空 克芳

出席職員次のとおり

局長 塚越 剛 局長補佐 杉田 由里子 係長 渡辺 広行 主査 富張 陽子

(午後1時30分 開会)

議長(会長 中山基君)

ただいまから、令和5年第6回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、18名であります。

欠席の届出は、1番、京空 克芳 君であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は3番 白井 安男 君、10番 齋藤 孝夫 君 の兩名を指名いたします。

議事に入る前に、議案書の訂正がありますので説明願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案書の訂正について、ご説明申し上げます。

議案書は13ページをお開き願います。議案第7号処理番号1号につきまして、左から2列目、申請年月日に記載の誤りがありました。令和4年6月6日申請と記載されておりますが、正しくは令和5年6月6日となりますので、訂正をお願いいたします。

続きまして、議案第11号の別紙1ページをお開き願います。別紙1ページの1行目「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のあとに「(案)」が抜けておりました。こちらにつきましては、本日の議案第11号で委員の皆様提案し、決定していただくものであり、正しくは1行目の文末に「(案)」が入りますので、訂正をお願いいたします。

以上でございます。

議長(会長 中山基君)

以上で、議案書訂正の説明を終わります。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、18件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、下栗地内、畑、2,608㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、江地内、畑、548㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号から処理番号7号については、処理番号2号と同様の目的で申請されたものです。

処理番号 3 号、申請地、江地内、畑、685 ㎡、2 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、江地内、畑、975 ㎡、

処理番号 5 号、申請地、江地内、畑、350 ㎡、

処理番号 6 号、申請地、江地内、畑、359 ㎡、

3 ページをご願います。

処理番号 7 号、申請地、江地内、畑、280 ㎡、

処理番号 3 号から 7 号につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 8 号、申請地、江地内、田、981 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 9 号、申請地、五箇地内、田、419 ㎡、申請理由は、管理していた農地の権利整理で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

4 ページをお開き願います。

処理番号 10 号、申請地、山尻地内、畑、99 ㎡、申請理由は、隣接宅地との同時取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 11 号、申請地、高道祖地内、田及び畑、合計 8,857 ㎡、申請理由は、親子間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 12 号、申請地、半谷地内、畑、450 ㎡、申請理由は、隣接宅地との同時取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

5 ページをご願います。

処理番号 13 号、申請地、小島及び古沢地内、3 筆、田及び畑、合計 2,442 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が先月の報告第 1 号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 14 号、申請地、中郷地内、2 筆、田、合計 6,029 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 15 号、申請地、田下地内、畑、374 ㎡、申請理由は、隣接宅地との同時取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

6 ページをお開き願います。

処理番号 16 号、申請地、江地内、畑、985 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第 3 条第 2 号各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号17号、申請地、下宮地内、田、1,068㎡、申請理由は、管理していた農地の権利整理で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2号各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号18号、申請地、桐ヶ瀬及び前河原地内、6筆、田及び畑、合計5,901㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2号各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

処理番号1号:小島委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、ヘキサホールきぬから北へ約300mにあり、水稻の作付けがされていました。6月24日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

処理番号2号:栗島委員

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約1.8kmにあり、小麦の作付けがされていました。6月24日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

処理番号3号:栗島委員

処理番号4号:栗島委員

処理番号5号:栗島委員

処理番号6号:栗島委員

処理番号7号:栗島委員

議案第1号 処理番号3号から処理番号7号について、一括して報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約1.8kmにあり、処理番号3号から5号は小麦の収穫前、処理番号6、7号は木が生えている状態でした。6月24日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には処理番号3号については電話、4号から7号については自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

処理番号8号:栗島委員

議案第1号 処理番号8号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北へ約1.2kmにあり、休耕でしたが、草が繁茂していました。6月24日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェック

シートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 9 号:中島委員

議案第 1 号 処理番号 9 号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから南東へ約 1.1km にあり、休耕で、草が繁茂していました。6月22日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 10 号:木村委員

議案第 1 号 処理番号 10 号について報告いたします。申請地は、豊加美小学校から北東へ約 600m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 11 号:飯村委員

議案第 1 号 処理番号 11 号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から北西及び南へ約 1 km 圏内にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 12 号:栗島委員

議案第 1 号 処理番号 12 号について報告いたします。申請地は、砂沼広域公園野球場から東へ約 600 m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には現地において本人面会にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 13 号:野村委員(代理報告)

議案第 1 号 処理番号 13 号について報告いたします。申請地は、下妻第二高等学校第 2 運動場から北西へ約 700m 圏内にあり、水稻の作付けがされていました。6月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 14 号:程塚委員(代理報告)

議案第 1 号 処理番号 14 号について報告いたします。申請地は、茨城県警察県西機動センターから東へ約 1 km にあり、はすの作付けがされていました。6 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 15 号:小島委員

議案第 1 号 処理番号 15 号について報告いたします。申請地は、ヘキサホールきぬから南東へ約 500m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6 月 21 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 16 号:栗島委員

議案第 1 号 処理番号 16 号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約 1.9km にあり、小麦の収穫後でした。6 月 24 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 17 号:程塚委員(代理報告)

議案第 1 号 処理番号 17 号について報告いたします。申請地は、茨城県警察県西機動センターから南東へ約 150m にあり、麦の作付けがされていました。6 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問)にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 18 号:齋藤委員

議案第 1 号 処理番号 18 号について報告いたします。申請地は、ピアスパークしもつまから北西へ約 1.3km 圏内にあり、一筆は水稻、一筆は麦の刈り取り後、残りは雑草が繁茂していました。6 月 23 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には遠方のため電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 中山基君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

7ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回3件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、高道祖地内、畑、500㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、別府地内、畑、22㎡、申請理由は、平成5年頃に設置した自宅の擁壁が申請地に越境し、無断転用していたことから、始末書添付の上、敷地拡張するものでございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、山尻地内、畑、999㎡、申請理由は、事業拡大を図るため申請地にトリミングサロンを建築するものでございます。農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いただきます。

事務局(渡辺広行君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は7ページ、参考資料は、1ページ・2ページをご覧願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、3ページ・4ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、既存施設の拡張で、拡張の敷地面積が既存敷地面積の2分の1以下であることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

参考資料は、5ページ・6ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1

種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

農地法以外の他法令につきましては、出入口の設置に伴う道路工事施工承認が許可済となっております。

なお、他法令の2段目につきまして、放流同意が許可済と記載しておりますが、正しくは浄化槽処理後、宅地内処理での申請内容であったため、放流同意の記載欄については削除願います。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第2号)

処理番号1号:飯村委員

議案第2号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、高道祖市民センターから北東へ約100mにあり、きれいに管理されていましたが、やや雑草が生えていました。6月21日、地区委員2名、事務局職員 堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

処理番号2号:柴崎委員

議案第2号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、大形小学校から南へ約500mにあり、すでに自己住宅敷地の一部として無断転用しており、その内容は始末書で確認しました。6月21日、地区委員2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅を拡張することについて、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

処理番号3号:木村委員

議案第2号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、市営柳原球場から西へ約850mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されてきました。6月21日、地区委員2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、トリミングサロンへ転用することについて、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

議長(会長 中山基君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

8ページ並びに、参考資料の7ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回4件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、大木地内、畑、1,532㎡、申請理由は、選果場の施設集約に伴い、駐車場が不足することから、既存施設に隣接する申請地に駐車場を設けるものでございます。

参考資料の9ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、北大宝地内、2筆、畑、合計2,290㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、申請地に中古車展示場を設けるものでございます。

参考資料の11ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、鎌庭地内、2筆、畑、合計432㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

9ページ並びに、参考資料の13ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、加養地内、2筆、畑、合計373㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局(渡辺広行君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は8ページ、参考資料は、7ページ・8ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、農業用施設であることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、9ページ・10ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、11ページ・12ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、

第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、計画地内の水路について、公共用財産の用途廃止が許可済となっております。

議案書は9ページ、参考資料は、13ページ・14ページをお開き願います。

処理番号4号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

処理番号1号:栗島委員

議案第5号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北へ約500mにあり、小麦の収穫後でした。6月21日、地区委員2名、事務局職員 堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、車両置場へ一時転用することについて、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

処理番号2号:白井委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻梨第1選果場の北に隣接し、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月21日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

処理番号3号:柴崎委員

議案第3号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、大宝八幡宮から北東へ約300mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。6月21日、地区委員2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、中古車展示場へ転用することについて、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

処理番号4号:木村委員

議案第3号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、下妻第二高等学校第2運動場から南西へ約700mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月21日、地区委員 2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話

にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 中山基君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

10ページ並びに、参考資料の15ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、今泉地内、畑、344㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、既存事業所に隣接する申請地に車両置場を設けるものでございます。

参考資料の17ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、原地内、4筆、登記、畑、現況、田、合計3,397㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、既存事業所に隣接する申請地に重機置場兼駐車場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局(渡辺広行君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は10ページ、参考資料は、15ページ・16ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、17ページ・18ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1

種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

処理番号1号:野村委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、働く婦人の家から西へ約550mにあり、休耕で、雑草が繁茂していました。6月21日、地区委員1名、事務局職員 堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には調査時に現地にて行い、また、賃貸人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、車輛置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

処理番号2号:小島委員

議案第4号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、宗道駅から南西へ約800mにあり、トウモロコシの作付けがされていました。6月21日、地区委員2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には会社訪問にて行い、また、賃貸人にも会社訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、重機置場兼駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

議長(会長 中山基君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

11ページ並びに、参考資料の19ページをお開き願います。

議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、半谷地内、2筆、登記、田及び畑、現況、畑、合計3,578㎡、申請理由は、既存車両置場に自動車解体施設を設置することに伴い、隣接する申請地を車両置場として一時転用するものでございます。農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたします。

事務局(渡辺広行君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は11ページ、参考資料は、19ページ・20ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内にある農地であるため、許可方針は原則不許可ですが、一時的な利用でその必要があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、一時転用であり、転用期間終了後は、農地に復元されることが確実な計画となっております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第5号)

処理番号1号:栗島委員

議案第7号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、砂沼広域公園野球場から東へ約600mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。6月21日、地区委員2名、事務局職員 堤主事と現地調査を行いました。また、盛土する土につきまして、6月21日、発生元の現地調査を行い、土は良好であることを確認しました。申請人への確認は、会社訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。協議書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、盛土し、隣接地との段差を解消する計画であることから、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

議長(会長 中山基君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第6号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

12ページをお開き願います。

議案第6号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、1件の願出であります。

非農地証明は、現況が山林等で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は宅地等になってから20年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明を申し上げます。

処理番号1号、願出地、下妻地内、畑、158㎡、住宅敷地となった土地が約24年経過するも、地目変更が未済のため願出されたものであります。

以上でございます。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

処理番号1号:森委員

議案第6号 処理番号1号について報告いたします。願出地は、下妻市役所庁舎から南東へ約300mにあり、住宅敷地として利用されていました。6月21日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、住宅敷地として利用されていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

議長(会長 中山基君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第7号、農地改良協議に対する同意について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

13 ページをご覧ください。

議案第7号、農地改良協議に対する同意につきましては、今回、1件の協議であります。ご説明を申し上げます。

処理番号1号、協議地、半谷地内、畑、8,683㎡の内40㎡、隣接地との境界付近の段差を解消するため、平均1.3m程度の盛土を行いたく協議書が提出されたものであります。以上でございます。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第7号)

処理番号1号:栗島委員

議案第7号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、砂沼広域公園野球場から東へ約600mにあり、麦の収穫後でした。6月21日、地区委員2名、事務局職員 堤主事と現地調査を行いました。また、盛土する土につきまして、6月21日、発生元の現地調査を行い、土は良好であることを確認しました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。協議書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、盛土し、隣接地との段差を解消する計画であることから、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

議長(会長 中山基君)

報告を終ります。発言はありますか。塚田委員。

塚田委員

この件に関して、図面はないのですか。図面があった方がわかりやすいと思います。

事務局 (渡辺広行君)

図面があった方がわかりやすかったと思いますが、これまでも農地改良の際は付けておりませんでした。説明をいたしますと、申請地は法面1.3mの高低差があり、隣の住宅との間が溝になってしまうものを埋めるものです。

議長(会長 中山基君)

はい、よろしいですか。他に発言はありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和 5 年度農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案第 8 号の別紙をお開き願います。

議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和 5 年度農用地利用集積計画の決定につきましては、農地法によらない農業経営基盤強化促進法による賃借権及び使用賃借権の設定を年 3 回、行っており、今回は、農用地利用集積計画の 6 月設定分であります

内容につきましては、富張主査から説明いたさせます。

事務局(富張陽子君)

それでは、議案第 8 号、令和 5 年度農用地利用集積計画(案)の資料をご覧ください。こちらは通常利用権の令和 5 年 6 月設定分でございます。

お手元の議案第 8 号の資料をご覧ください。表紙と次の 1 枚を飛ばし、3 枚目の農用地利用集積計画総括表をご覧ください。

表の上段は新規分で、貸借期間が 3 年、6 年、10 年、20 年とありまして、利用権設定面積全体では、田が 12 筆、21,695 m²、畑が 11 筆、18,798.8 m²、合計 23 筆、40,493.8 m²で、貸人は 15 名、借人は 16 名、貸借の開始は令和 5 年 7 月 1 日からでございます。

表の下段は更新分で、貸借期間が 3 年、6 年、10 年、20 年とありまして、利用権設定面積全体では、田が 32 筆、66,650 m²、畑が 36 筆、56,307 m²、合計 68 筆、122,957 m²で、貸人は 25 名、借人は 19 名、貸借の開始は同じく令和 5 年 7 月 1 日からでございます。

内容につきましては、次の 1 ページをご覧ください。表の左から利用権設定者、利用権設定農用地、利用権の設定を受ける者、設定する利用権の内容となっており、以下 11 ページまでございまして、賃借料につきましては、農地の条件等により記載の金額となっております。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。発言はありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の表題より（案）を削除願います。

続いて、議案第9号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和5年度農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第9号の別紙をお開き願います。

議案第9号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和5年度農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）につきましては、農地を貸したい地権者から、中間管理機構が借り受け、中間管理権の設定をするための農用地利用集積計画を定めるものでございます。

内容につきましては、富張主査から説明いたさせます。

事務局（富張陽子君）

それでは、議案第9号、令和5年度農用地利用集積計画の決定についてご説明をさせていただきます。こちらは、公益社団法人 茨城県農林振興公社が実施する農地中間管理事業を活用した農用地利用集積計画でございまして、農業経営基盤強化促進法の規定により本日議案として上程するものでございます。

それでは、お手元の議案第9号の資料をご覧ください。3枚目を開き、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。

今回、農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する農地につきましては、田が12筆、33,017㎡、畑が7筆、12,805㎡、合計いたしますと、19筆、45,822㎡となり、貸人は11名、借人は茨城県農林振興公社で、開始は令和5年8月1日となり、期間は10年4カ月でございます。

内容につきましては、次の1ページ目からの農用地利用集積計画一覧をご覧ください。左から利用権設定者、利用権設定農用地、設定を受ける者、設定する利用権の内容となっております。以下2ページまで19筆ございまして、賃借料等につきましては、農地の条件等により記載の金額となっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法に適合していると考えられます。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長 (会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の表題より(案)を削除願います。

続いて、議案第10号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和5年度農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長 (塚越剛君)

議案第10号の別紙をお開き願います。

議案第10号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和5年度農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見については、中間管理機構より提出を求められた農用地利用集積等促進計画(案)について、下妻市長より農業委員会に対して意見を求められたものでございます。

内容につきましては、富張主査から説明いたさせます。

事務局 (富張陽子君)

それでは、議案第10号、令和5年度農地中間管理事業農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、本日、議案として上程したものでございます。

議案第10号資料の3枚目を開き、農用地利用集積等促進計画(案)総括表をご覧ください。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものです。

まず、表の上段でございますが、新規分につきましては、貸借期間が10年4カ月で、合計の配分面積は田が12筆、33,017㎡、畑が7筆、12,805㎡、合計19筆、45,822㎡、地権者が11名、配分を受ける者が8名でございます。

こちらにつきましては、議案第9号にてご承認いただいた公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得した農地を受け手に配分するものでございます。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長 (会長 中山基君)

説明を終ります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

(発言・意見が「ある」場合は別紙により進行)

議長 (会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、令和 5 年度農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見は無し、といたします。

続いて、議案第 11 号、令和 4 年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第 11 号の別紙をお開き願います。

議案第 11 号、令和 4 年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表につきましては、農業委員会等に関する法律第 37 条におきまして、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について公表することが義務付けられていることから、毎年度、明確な「活動目標」を定めるとともに、前年度の活動目標を計画どおり達成できたか、「点検・評価」を行うこととされております。

内容につきましては、杉田補佐より説明いたさせます。

事務局（杉田由里子君）

それでは、議案第 11 号「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況」につきましてご説明いたします。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 37 条に基づき、農地等の利用の最適化の推進状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表することとなっておりますことから、本日ご審議いただくものでございます。

1 ページをお開きください。1 ページは、本市農業の概要及び農業委員会の体制について、でございますので、説明は省略させていただきます。

2 ページお開きください。まず、ページの構成ですが、2 ページから 5 ページまでがⅡ最適化活動の実施状況について、6 ページがⅢ事務の実施状況として、農業の開催の状況ですとか許可件数の状況などが最後のページに載っているという構成になっております。

では、2 ページに戻っていただきまして、Ⅱの最適化活動の実施状況につきましては、それぞれの項目で①が現状及び課題、②が目標、③が令和 4 年度の実績という形になっておりまして、その下・最後に農業委員会の点検結果をそれぞれ載せてございます。

2 ページの農地の集積、3 ページの遊休農地の発生防止・解消におきましては、農業委員・最適化推進委員の皆様には農業委員及び最適化推進委員の皆さまには、個別相談や地域における集積の推進を実施していただきました。特に、遊休農地や離農者等の農地など、地域で抱えた問題解決のため、農業委員、最適化推進委員が中心となり、地権者の意向確認や担い手との利用調整を図り、集積・集約につなげることができました。また、関係機関と連携し推進を図り、目標の実績が得られております。

3 ページ中ほどからは、新たに農業経営を営もうとする者の新規参入の促進でございます。令和 4 年度は 5 経営体、面積 2.4ha の参入実績が得られました。こちらは、農地取得に関する情報提供や地権者との意向調整を図りながら、農地確保の支援を行っていただいたことが、新規参入に繋が

ったものと思います。引き続き、きめ細やかな支援の継続が重要と考えます。

5 ページの中ほどに、最適化活動のまとめとしての目標達成の評語と委員さんの評価結果を載せてございます。

どうしても目標の設定に対して、指定をされる数値などもございまして、目標を達成できていないものもあります。ですが、最適化の活動は委員さんや推進委員さんの地道な活動で支えられています。今後も目標の達成に向けて、最適化活動、農地の集積や農地の保全などに取り組んでいただくとともに、皆さんの毎月の活動記録がもとになっている部分も多くございますので、こちらの方も継続して記入をお願いしていきたいと思っております。

繰り返しになりますが、各項目の最後に農業委員会の点検結果というものが書いてありますので、そちらもご確認いただきながら、ご覧いただきたいと思っております。私からは以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

それでは、1 ページの（案）を削除願います。

続いて、議案第 12 号、令和 5 年度全国農業新聞普及推進実施計画について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第 12 号の別紙をお開き願います。

議案第 12 号、令和 5 年度全国農業新聞普及推進実施計画につきましては、農業委員会の最重点事項として位置付けられている「農地利用の最適化」の推進について、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠であることから、全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むことになっております。

内容につきましては、富張主査より説明いたさせます。

事務局（富張陽子君）

それでは、議案第 12 号、令和 5 年全国農業新聞普及推進実施計画につきまして、ご説明させていただきます。

表紙をめくっていただき、次のページの「実施計画（案）」をご覧ください。

農業委員会が行う情報提供活動は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項第 2 号におきまして、

「農業一般に関する調査及び情報の提供」がうたわれており、農業者への情報提供活動につきましては、農業委員会の重要な業務の一つとして位置付けがなされております。

農業委員会の最重点事項として位置づけられた「農地利用の最適化」の推進については、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠でございますので、農業委員会組織が行う「農地利用の最適化を強化するための全国農業新聞普及推進3カ年運動」に呼応し、下妻市農業委員会が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むことといたします。

本市における現状といたしましては、令和5年5月現在の購読部数は53部で、前年同月の56部と比較いたしまして、3部減となっております。

新規購読部数の目標は、農業委員及び農地利用最適化推進委員1人当たり毎年1部の確保を図ることとし、令和5年11月末時点において、令和5年5月の53部から11部増の64部の達成を目指していきます。

次のページ、別紙1をお開きください。こちらは、県内の市町村別普及推進状況となっております。県西枠の一番上が下妻市分になっておりますので、ご確認ください。

次のページ、別紙2をお開きください。こちらは、下妻市の普及拡大目標についてでございます。先ほどもご説明いたしましたとおり、農業委員及び農地利用最適化推進委員1人当たり毎年1部の確保を掲げ、令和5年11月末時点で64部の確保を目標といたします。

最後のページ、別紙3をお開きください。本日、普及推進に関する申し合わせ決議といたしまして、下記の3点につきまして、申し合わせ決議をお願いいたします。

まず、1点目が、「農業者や農村現場への農政情報の普及・浸透と、地域の情報発信を行うため、全国農業新聞を活用した情報提供を行う」でございます。

続きまして、2点目が、「農業委員・農地利用最適化推進委員1人当たり毎年1部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行う」でございます。

最後に、3点目としまして、「令和5年11月末までに購読部数64部の達成を目指す」でございます。

以上の3点につきまして、本日決議をいただくとともに、実施計画の承認をいただければと思います。以上で説明を終了いたします。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の表題より（案）を削除願います。

続いて、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

15 ページをご覧ください。

報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意の解約が議案書に記載の通り、15 ページから 19 ページまで、22 件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長 中山基君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和 5 年第 6 回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了 (午後14時55分)

議長 中山 基

署名委員 白井 安男

署名委員 齋藤 孝夫